

ベトナムにおける戦争の記憶の「社会化」

——「捕虜となった革命戦士博物館」の事例を通して

今井昭夫

はじめに

ベトナム社会主義共和国の首都ハノイの中心部から南へ車で約一時間行った郊外（ハノイ市フースエン県ナムチュエウ社）に「捕虜となった革命戦士博物館」（以下「捕虜博物館」と略す）がある。この博物館は二〇〇〇平方メートル余りの敷地面積をもち、二棟の展示室のほか戦没者慰霊堂や会議室・事務室などがある比較的小規模な博物館である。同博物館は公立の博物館ではなく、ベトナムでは珍しい私立の戦争博物館である。ベトナムにおける戦争博物館としては、ホーチミン市にある戦争証跡博物館やハノイ市の軍事歴史博物館が最も代表的であるが、いずれも公立で

ある。今世紀に入ってから、「捕虜博物館」のような個人によって設立された戦争博物館・展示室が登場するようになった。同博物館のほかには、旅行ガイド本『ロンリープラネット (Lonely Planet)』にも掲載されているグエン・スアン・リエン氏が運営するクアンビン省ドンホイ市にある「ヴッククアイン野外戦争博物館 (Vuc Quanh Outdoor War Museum)」や、ハノイ市のグエン・マイン・ヒエップ氏の展示室やナムディン市のヴー・ディン・リュウ氏の展示室などが知られている。これらはいずれもベトナム戦争を経験した退役軍人によるもので、一九九〇年代以降、経済的余裕がある程度できてきたことと、人生の晩年期に入り何とか「戦争の記憶」をとどめておきたいという彼らの個人的情熱の所産である。このような民間の動きが浮上しつつあるものの、ただこれまで民間によって設立されて当局公

認の博物館となっているのは「捕虜博物館」だけである。その経緯を本稿では明らかにしていきたい。

社会主義国における「戦争の記憶」、とりわけ革命戦争・民族解放戦争の記憶は、現体制の正当性の重要な源泉となってきた。在米の研究者のフエ・タム・ホー・タイやヘオニク・クウォンによれば、ベトナムでは一九九〇年代まで、民族解放戦争に関わる記念行事や記念碑などによって表象される戦争の「公式的な記憶」は国家によってほぼ完全にコントロールされ、個別民衆的な記憶（ヴァナキユラー・メモリー）との緊張関係が生じることは稀であった



写真1 捕虜博物館入口

が、ドイモイ以降、戦争のコメモレーションが勃興するようになり（*Thu* 2001）、戦争英雄主義の国家英雄崇拜（ナショナル・メモリー）から地方化された祖先崇拜（ローカル・メモリー）への関心の移行（ローカル化）がみられるようになった（*Kwon* 2006）^{*2}。これに対し筆者は、一九九〇年代以降のベトナムにおける「戦争の記憶」のあり方には、国家の占有状態から脱却する「社会化」という傾向が見られるのではないかと考えている^{*3}。本稿では、「捕虜博物館」がベトナムで最初の公認民間戦争博物館として活動するにいたった過程において、官民双方からの「社会化」の動きを見てとり、元捕虜というちょっと特異な存在の人々とその「戦争の記憶」を通して現代ベトナムの「戦争の記憶」の「社会化」の一端を明らかにしていきたい。

Ⅰ 元捕虜への聞き取り調査

筆者は二〇一一年八月二日に初めて「捕虜博物館」を見学した。二回目に訪れたのは同年十二月二五日から二七日の三日間で、この時、同博物館において一人の元捕虜に聞き取り調査を実施した。この一人はラム・ヴァン・バン館長の知り合いの元捕虜たちで全員が現在ハノイ市が五人（①～⑤）、ハム北部在住。省別でいうとハノイ市が五人（①～⑤）、ハム

表1 聞き取りをした元捕虜の一覧表

	名前	生年	入営年	南ベトナム入りした年	捕らえられた場所 (現在の地名)	捕虜期間	備考
①	トアン	1948年	1967年	1968年	ザライ省	1968年12月～1973年3月	入営前67年に入党
②	ヒエウ	1940年	1694年	1966年	ホーチミン市	1968年1月～1973年3月	入営前に2人の子。黨員
③	フン	1944年	1962年	1966年	ダナン市	1968年5月～1973年3月	非黨員
④	ホイ	1947年	1965年	1967年	クアンチ省	1967年末～1973年2月	非黨員
⑤	キエン	1947年	1967年	1967年	ホーチミン市	1968年1月～1973年2月	黨員。博物館のガイド
⑥	クエン	1943年	1962年	1963年	クアンチ省	1966年～1973年	
⑦	ルオン	1946年	1966年	1967年	ビンディン省	1968年1月～1973年3月	捕虜以前に入党
⑧	トゥオン	1949年	1967年	1967年	フエ市	1968年2月～1973年	84年に入党
⑨	カン	1943年	1966年	1966年	クアンチ省	1967年10月～1973年2月	64年に入党
⑩	キム	1944年	1965年	1966年	ビンディン省	1966年10月～1974年3月	収容所内で入党
⑪	ブオン	1943年	1965年	1965年	クアンナム省	1968年2月～1973年2月	

ナム省が一人(⑥)、ヴィンフック省が三人(⑦～⑨)、バックニン省が二人(⑩、⑪)と、いずれもハノイ市およびその近隣省の在住者である。年齢は六二歳～七二歳で(調査時)、多くはこの博物館の活動支援者である。表1は一人の一覧表である(順番はインタビュウ順)。名前はファースト・ネームの仮名のみを記している。インタビュウは本人たちの承諾をえた上で録音し、テープ起こしをして文字資料化している。

Ⅱ 元捕虜のベトナム戦争の記憶

まず元捕虜たちの語った「戦争の記憶」の内容を検討していきたい。今回インタビュウした一人は全員一九四〇年代生まれの旧北ベトナム(ベトナム民主共和国)出身の男性・退役軍人で、いずれも一九六〇年代に入営し、間もなくして南ベトナムに出征している。最も早い人で一九六三年、最も遅い人で一九六八年である。捕らえられた場所はいずれも南ベトナムの戦場で、南ベトナム最北端のクアンチ省三人、フエ市一人、ダナン市一人、中部のクアンナム省一人、ビンディン省二人、中部高原のザライ省一人、ホーチミン市二人となっている。多くは一九六八年のテト攻勢前後の時に捕らえられ、一九七三年の捕虜交換まで長

期間にわたって捕虜生活をおくった。

1 入営から捕虜となるまで

戦争参加への気勢・高揚感

北ベトナムでは一九五八年から徴兵制度が導入され始めたが、一九六〇年代には、高揚する雰囲気のおかげで自ら志願して入営する若者が輩出した。クエン(⑥)は七年生在学中に「抗米入隊参加青年運動」に感化されて一九六二年に入営した。先祖が残してくれた国土を守らなければならぬと考へ、青年の義務をまっとうしなければ恥ずかしいと思ったという。キム(⑩)も一〇年生在学中に志願した。キムは家で男の子一人だったので兵役が免除されるのに、一九六四年に「グエン・バン・チョイグエン・バン・チョイの精神を学ぶ運動」が高校では盛んとなり、入隊の嘆願書を出した。南ベトナム出征が決まると、伯母の一人から「出征しなくてもすむのに、父母を捨てていくとはお前は不孝者だ」といわれた。しかし高校での入隊熱は高まり、キムが入営した時、学校全体では二〇〇人ほどが入営した。ホイ(④)はハティン省出身で高校の最終学年の時に入営した。彼の郷里に駐屯していた南ベトナム出征部隊に何人かの逃亡兵が出たため、一九六五年に彼は補充兵として志願し入隊した。しかし緊急の補充兵であったため訓練はたった一九日

のみで出征し、ラオスを経て南ベトナムに入った。武器の使用にまだ習熟しておらず訓練も不十分のまま、クアンチ省の戦場で捕らえられてしまった。

北ベトナム軍の南ベトナムへの浸透

インタビュイーの中で最も早く南ベトナム入りしたのはクエン(⑥)である。彼は一九六二年に入営し、一九六三年に南ベトナム入りした。彼の部隊は北ベトナム最南端のクアンビン省にあるホー村に着くと、北ベトナムの軍服を脱いで南ベトナム風の衣服に改めた。自動車には覆いがかかれ、銃もソ連製のAKからフランス製の銃に換えられ、帽子も違うものをかぶったという。この段階ではまだ北ベトナム軍は南ベトナム入りがばれないように慎重に偽装していた。クエンの部隊はクアンチ省の戦場に赴いたが、時には地元民兵の案内で平野部に進攻し、戦略村の破壊工作に従事した。「戦略村を破壊し、末端組織を建設する」段階では、部隊は一九五四年直後に北に「集結」した南出身者が二・三人に対し北出身者一人の割合で、南出身者が末端組織を掌握していた。「解放勢力側」が強くなると、特殊工作が増え、クエンはその任務遂行中に負傷し捕らえられた。キム(⑩)は一九六六年に特殊部隊作業員として南の大学生に偽装し、中部クイニョン市で破壊工作に携わった。

ルオン(⑦)は一九六七年に南ベトナム入りし、中部沿岸地方のクアンガイ省とビンディン省で活動した。敵の攻撃が激しかったため駐屯地は絶えず移動し、この時点ではまだ平野部に進攻することはできなかった。補給路も北とつながっておらず、武器は北隣のクアンナム省の基地まで取りに行かなければならなかった。食糧は北からの供給がないので当地の平野部に行つて調達しなければならなかった。それは危険な任務であり、払つた犠牲や損失は大きかった。

捕虜になった時の尋問

インタビュイーのほとんどの人が戦場で負傷して捕虜になつている。なかには①、②、④のように負傷して人事不省に陥り、気がついた時には米軍の病院で寝ていたというケースもあった。①、②、④、⑤、⑦、⑧、⑩は数か月にわたつて米軍などの病院で治療を受けている。その後、最寄りの捕虜収容所に入れられた後、最終的には全員が、カンボジア国境近くのシヤム湾に浮かぶフークオック島の捕虜収容所に入れられた。

トアン(①)とフン(③)によれば、北ベトナム軍では「一〇の誓ひ、一二の規律」(Bá Quốc Phong 2004: 686)があり、軍隊の誓いでは、捕らえられても裏切つて白状しないものとされていた。そのため捕虜となつて最初に尋問さ

れた時、自分の名前や階級、所属部隊を偽つて申告するケースが多かった。とくに士官、特殊部隊、高卒歴者、共産党員にその傾向が強かった。それらの人は収容所側からのマークがよきつくなるからである。ヒエウ(②)は党員なので白状できないと決意し、出身地をいわず、名前も騙つた。クエン(⑥)は特殊部隊の兵士だったが普通の歩兵だと申告した。名前や出身地も変えた。トゥオン(⑧)も偽名で申告した。本当のことを申告すれば敵はそれを伝単に記して帰順者だと宣伝されかねなかったからである。ブオン(⑩)は尋問で北ベトナムに帰りたいかと聞かれて、「自分達は南ベトナム解放民族戦線の人間である」と答えている。

トアン(①)は収容されるや取り調べの時に暴力をふるわれた。南ベトナムの国旗や士官に対する敬礼を強制され、それを拒否するとなぐられた。伝単用に写真を撮られたり、取り調べが録音されたりした。南ベトナムの軍隊では高卒で士官になるのが通例なので、高卒なのにどうして士官ではないのかと暴力をふるわれた。党員だとは申告しなかった。フン(③)は士官(准尉)だと知られていたのでも取り調べを受けた。

2 フークオック島捕虜収容所での捕虜体験

ベトナム戦争末期、南ベトナムには六つの捕虜収容所があった(ダナン、プレイク、クイニョン、ビエンホア、カントー、フークオック)。フークオック捕虜収容所は一九六七年七月六日より活動を開始した。敷地は約四〇〇ヘクタールあり、一二のゾーンに分けられていた。ゾーンはさらに四つの分区があり、それぞれの分区には九つの収容室があり、各室に一〇〇〜一五〇人が詰め込まれていた。一九七〇年のパリ和平会議で捕虜問題に関して出された資料によれば、捕虜の総数は三万五五〇〇人で、そのうちフークオック島に二万五二九一人が収容されていた(Ban Lien Lac 2012: 128)。フークオック島の捕虜数は、一九七〇年に二万六六七一人、一九七一年に二万六五一五人、一九七二年末に三万八〇〇〇人、捕虜交換直前の一九七三年一月二五日で三万七五七七人であった。フークオック島にはのべで約四万人の捕虜が収容され、約四千人が収容所で死亡している(Ban Lien Lac 2012: 7)。敵方に帰順して「新生活キャンプ」に入った捕虜は一万九七三人である。収容所から生還した捕虜も重傷を負い、体が不自由になった人が多数いた(Ban Lien Lac 2012: 107)。フークオック捕虜収容所は南ベトナムのみならず、この時期の東南アジアで最大の

捕虜収容所であった。同捕虜収容所は戦後の一九九三年一月にベトナム政府から国家歴史遺跡に認定されている(Ban Lien Lac 2012: 19)。

捕虜収容所の区分

フークオック捕虜収容所の捕虜は次のようなグループに分けられていた(南ベトナム出身兵士、北ベトナム出身兵士、南ベトナム出身下士官:約八〇〇人、北ベトナム出身下士官:約九〇〇人、南ベトナム出身士官:約七〇〇人、北ベトナム出身士官:七〇〇人)(Ban Lien Lac 2012: 132)。重症者と帰順者も別に収容されていた。帰順した捕虜は「新生活キャンプ」に入れられた。南ベトナム出身者は正規軍の捕虜ではなく「反乱軍」の捕虜だとされ、労役に駆り出された。捕虜の待遇に関するジュネーブ協定(一九四九年)により、北の人には労役は課されていなかった。米軍は、北ベトナムで捕虜となっている米軍パイロットとの交換要員として、北の捕虜を重視していた。

捕虜収容所の待遇

トアン(①)によれば、収容所では食べ物と薬が不足し、多くの人が病気になるに死亡した。衣服はサイゴン軍兵士の古着が与えられた。水浴びは二・三日に一度で乾季はきわめて稀であった。食事は一日二回だった(昼と夜)。

收容所はトタン屋根で夏は灼熱地獄だった。フン(③)も食事は一日二回で米は四〇〇グラムだったという。これでは不足で、ネズミを捕まえて食べることもあったという。クエン(⑥)によれば收容所の死亡率は一五〜二〇%で、病気のほか、暴行や闘争による死亡があった。カン(⑨)は、收容所の飯は台湾から輸入された「蒋介石米」だったと指摘する。これを食べていると目がかすみ、歯が弱くなり、体重が激減し、骨と皮だけになった。

暴力、拷問

フックオック捕虜收容所では一九六九年三月から一九七二年二月まで一〇回近くの大虐殺があり、九六一人が死亡し、数百人が負傷した(Ban Lien Tagc 2012: 151)。捕虜のどれもが暴力を受け、暴力は日常茶飯事だった。フン(③)は一九七〇年にひどい拷問を受け、足の爪をはがされ、「虎の檻」に一〇日間野曝しにされた。クエン(⑥)は脱獄を企てて失敗した時に拷問され、歯を全部折られ、三か月特別室に送り込まれた。そこは鉄板の部屋で太陽に焼かれて皮膚が剥けてしまった。ブオン(⑪)は、縛られて吊るされ、棘つきの鞭で叩かれた。血が滲み、気を失うとハンマーで踝をたたかれた。それから「虎の檻」にいれられた。北ベトナムの祝日前になると祝賀活動を制限するため、暴力や拷問が多くなったという。

暴力や拷問に耐えられたのは、ホイ(④)によれば、「肉体生命」よりも「政治生命」を重んじたからである。名誉・品格・気概により恐怖や痛みを乗り越えた。フン(③)は、自分の家と故郷の名誉を守らなければいけないと決意した。キム(⑩)は、気節を保つか投降するか、二者択一で、投降すれば北の兵士にとっては故郷を捨てるのと同義だったという。拷問の始まる直前は非常にこわかった。痛みや死もこわかったが、戦友が自分を軽蔑するようになるのもっとこわかったという。このように元捕虜のインタビュイー達は拷問に耐え、帰順しなかった。しかし帰順者は捕虜総数の四分の一近くに達しており、南ベトナム政権による帰順工作が活発であったことを物語っている。

捕虜收容所での闘争

捕虜收容所においても捕虜たちは闘争を展開した。闘争の目標は食事改善と暴力反対であった。二つの闘争形式があり、一つは部屋の代表者の交渉、二つはハンガーストライクだった。クエン(⑥)によれば内通者・帰順者に対する闘争もあった。帰順者だと分かると抹殺した。ブオン(⑪)の部屋でも三人の帰順者を抹殺した。闘争の中心になったのは共産党、青年団、同郷組織の三つだった。闘争は、最初は同郷を基礎とした大衆活動から始まった。カン

(9) によれば、まず同郷組織を結集し、親しくなつてから黨員と大衆を選別したという。キム(10)はトンネル掘削による脱獄を何度か試みた。内通者の通報により四度目に捕まつたので、内通者を抹殺した。そのため裁判にかけられ、有罪となりコンロン島の監獄に送られた(一九七二年五月)。

捕虜收容所では闘争の一環として補習学級も開かれた。

トウオン(8)は捕虜内部の党委から依頼されて補習学級を開いた。彼は一〇年生を修了していたが、捕虜の兵士達は三・四年生修了程度の学歴が多かった。カン(9)によれば、非識字者も多く、一・二年生修了程度の人も多数いた。捕虜のうち比較的高学歴の者が先生となり、一〇年生を修了していたカンやキムなどが教鞭をとった。

3 釈放後の元捕虜への偏見と待遇

捕虜交換による釈放

一九七三年一月締結のバリ和平協定第八条により、捕虜交換が行われることになり、本稿のインタビュイー一人のうち一〇人が一九七三年の二月・三月に南ベトナム最北端のクアンチ省にて釈放されている。トアン(1)によれば、フークオック島から飛行機でフエ市のフーバイ飛行場に行き、そこから自動車で捕虜交換地点のタックハン川ま

で向かった。彼は川を渡って初めて生きられると実感し、迎えの人と抱き合い、飛び跳ねた。キム(10)だけはフークオック島からコンダオ島に移送されていたため、釈放が遅れ、一九七四年にビンフオック省のロックニンで釈放されている。ヒエウ(2)など、家族との連絡が途絶えていて、死亡通知がすでに家族に届けられていた人もいた。ブオン(11)も一九七一年に死亡通知が家族に送られていた。釈放後、彼らは各地の静養所で休養した後、帰郷した。健康上の理由により地元で仕事に就く場合が多く、ホイ(4)のように重症者で、仕事ができず、家と土地を支給された場合もあった。トアン(1)は、家庭の事情で退役し、郷里に戻った。共産黨員だったので、社(行政村)の政治・行政に定年まで従事し、社の党委書記を一〇年間務めた。大工をしながら農業や手工業に従事したヒエウ(2)や鉄屑回収と脱穀機製作をしていたクエン(6)のようなケースもあるが、多くは地方の政治・行政に携わった。

捕虜への偏見

元捕虜たちは帰郷してからもしばらくは当局の監視を受けた。捕虜收容所時代にまだ黨員でなかった人がとくにそうであった。フン(3)によれば、当初は各県(社の一つ上の行政区分)の公安と国防省T14の公安が監視したとい

う。嫌疑が晴れ次第、監視は解かれていった。このことについてトアン(①)は、元捕虜に対する差別があったわけではなく、裏切りの有無を調べられたが、それは上からすれば当然の措置だとした。しかしながら、元捕虜に対する偏見を感じていた人は多い。フン(③)は帰郷して指導層が偏見をもっているのを感じた。帰郷して地方行政に携わっても、社の副公安長、副隊長など昇進は「副」止まりだった。知り合いの捕虜には、中尉の時に捕虜になり、上尉に昇進するのに六・七年かかった人がいた。昇進が遅れることをおそれて四人の知人は党の履歴に申請しなかった。とりわけ軍隊は捕虜経験についてうるさかったと指摘する。キエン(⑤)も、「私の社では偏見があった」と明言し、地方行政では長にはしてもらえず、「副」止まりだったという。トゥオン(⑧)は戦後の一九八四年に共産党に入党したが、入党に際してはとも苦勞した。捕虜收容所時代のことが問題とされた。退役後に入学した大学の成績がよかったので、大学の党支部が推薦してくれたのと、かつて所属していた青年団の人が收容所での身の潔白を証明してくれたので何とか入党できた。キム(⑩)も退役後に大学を出て、県の仕事についたが、退職時は農業副室長止まりだった。このように元捕虜の人達に対して、偏見と差別がまったくなくなかったとはいえない現実があった。

元捕虜への待遇

上で見たように、元捕虜はまったく偏見や差別と無関係というわけではなかった。かといって、帰順者は別にして、社会から強く白眼視されてきたわけでもなかった。

「人民武装勢力英雄」に選ばれている元捕虜の個人・団体は存在しているし、現国家主席のチュオン・タン・サンも元捕虜である。苛酷な收容所生活のなか、節を守り通した人に対しては敬意が払われた。ベトナム政府は一九九五年の議定二八号で功績ある元捕虜に対する優遇・顕彰制度を定めた(Nguyen 2000: 21-6)*。捕虜收容所一年以下の人には一時金と記章が支給され、一年以上の人にはさらに医療保険と埋葬費、毎年のテトのお祝いが支給された。捕虜だった期間も軍歴と党歴に算入されるようになった。このように元捕虜も革命・戦争功労者の一員として正式に扱われるようになった。インタビュイーの人達は当然のことながら議定二八号を歓迎している。

以上見てきたように、元捕虜たちの「戦争の記憶」には、意気込んで臨んだ出征、それなのに捕虜となったことの不運やふがいなさを恥じる気持ち、捕虜收容所での苛酷な体験とそのなかでも身の潔白を守り闘争を続けた矜持、釈放時の喜びとその後の偏見をうけた屈辱など、通常の退役軍人と比べるとはるかに屈折したあり方が窺える。逃亡

兵や帰順兵への言及が比較的多いのも特徴的である。一時的にはあれ偏見・差別を受けた経験は、「公式的な記憶」への一定の距離感を彼らの中に生み出し、「栄光」の「公式的な記憶」だけには還元できない「戦争の記憶」を紡ごうとする動きを促したものと思われる。

Ⅲ 「捕虜博物館」の活動

「捕虜博物館」の設立者で館長のラム・ヴァン・バーン氏（一九四三年生まれ）は自身も元捕虜で、博物館の敷地は元々ラム家の土地である。彼は一九六五年四月に入営。

一九六六年二月に南ベトナム入りし、一九六八年のテト攻勢の時にサイゴン市（当時）のタンソニヤットで捕虜となった。一九七〇年にフークオック島に収容され、一九七三年に釈放された。戦闘や捕虜収容所時代の拷問により体に数十の傷を負い、七度の手術を受けている。戦後の一九八五年頃から捕虜収容所や監獄に関する資料の収集を始め、フークオック島にも三度訪れるなど、精力的に資料を収集した。キエン（⑤）によれば、バーン館長の個人的活動の輪が広がり二〇〇四年から元捕虜の有志も記念品収集に協力するようになり、ラム家の敷地に展示室を開設した。同年一月から見学者を受け入れるようになった。二

〇〇五年にバーン館長からガイドをするようにいわれて、キエンは地方行政の仕事をやめて博物館で働くようになった。二〇〇七年にはハタイ省（当時。現在はハノイ市）から博物館として認定され、ベトナムで最初の「国家予算外」の博物館となった。現在までベトナムで公認されている唯一の民間博物館である。「捕虜博物館」の活動はハノイ市委・フースエン県党委から注目され、二〇一一年五月には、バーン館長、キエウ・ヴァン・ウィック氏とキエンの三人で同博物館党支部が設立された。

ベトナムには、ハノイ市のホアロー収容所跡や南部のコンダオ島の監獄跡など、収容所・監獄の博物館は多数あるが、それらと比較して「捕虜博物館」の特徴は以下のような点である。①収容所跡や監獄跡などの史跡とはまったく無関係の個人の土地に建てられていること。②民間の博物館であるため、公立の博物館と比べると小規模であること。しかし単なる展示室のレベルは超えている。③展示スペースと匹敵するくらいのスペースを戦没者慰霊堂に割いていること。これは、単なる博物館ではなく、慰霊のための施設でもあることを示している。④元捕虜が自ら展示物の収集・管理を行っており、また博物館のガイドや運営にもあたっていること、などである。同博物館の運営方針は「自発的、自給的、自己管理的、自己責任」で元捕虜の仲間たちが博物館の運営を手伝っている。他の民間の博物



写真2 展示品の説明をする元捕虜

館・展示室と異なるのは、まさに元捕虜たちの集団的活動という点にある。

若い世代が戦争について無知であるとの問題意識は彼らのなかでは共有されている。ブオン(⑪)は、概して今の若い人は戦争にあまり関心がなく、革命戦士がどんな革命をしてきたか分かっていないと嘆いている。そこで「捕虜博物館」は積極的に生徒・学生などの参観を受け入れている。ブン(③)が言う通り、「捕虜博物館」はアメリカとサイゴン政権の戦争犯罪を理解するための場所であり、子孫に先人の苦労や犠牲を知ってもらう教育と啓蒙の場所で

ある。さらに「捕虜博物館」は元捕虜たちが交流する場所でもある。トアン(①)は博物館に来るのは全く自発的で、金銭的に何の利益があるわけではないが、元捕虜同志で交流するのが楽しみだとしている。クエン(⑥)は、若い人たちに戦争のことを語っても煙たがれるので疎外感を味わうが、ここでは気持ちが通じあうと吐露している。

以上見たように、「捕虜博物館」は博物館としての体裁が一定程度整っており、アメリカとサイゴン政権の戦争犯罪を宣伝・教育する場として元捕虜たちが集団で運営しているという点が、当局によって民間博物館に公認された要因だと考えられる。

おわりに

ベトナム戦争終結後、元捕虜は戦争の功績者ではあったが、警戒・監視の対象でもあった。しかし一九九〇年代から整備されてきた「革命・戦争に功績ある人を優遇する制度」の中で、顕彰の対象が広げられ、元捕虜たちも正式にその対象として加えられるようになった。

一個人の活動から始まった「捕虜博物館」が当局から公認されるようになったのは、革命・戦争の功績者に対して、ベトナム共産党やベトナム政府が進めている「恩義に

報いる運動」(一九九七年発動)、すなわち革命・戦争の功
労者への顕彰運動の民間化¹¹「社会化」のモデルとして推
奨されているという側面、換言すれば「公式的な記憶」普
及活動を民間によって肩代わりさせるといふ側面がある。

一方、民間の「捕虜博物館」の活動には、国家が占有し
てきた「栄光」の「戦争の記憶」から逸脱するものをも含
んだ私的記憶を紡いでいこうとする人々の営為の表面化と
いう「社会化」の側面もある(「戦争の記憶」の非国家化・
私的化)。元捕虜たちは、国家から顕彰の対象にされるよ
うになつたとはいへ、屈辱感・被差別感・疎外感が完全
に払拭されたわけではなく、「公式的な記憶」からの乖離感
が通常の退役軍人より強い¹²ため、この「社会化」は彼らに
おいていつそう顕著に表れている。このような特異な感情
の共有は、彼らの結束を強固なものとしている。実際、元
捕虜たちは退役軍人でありながら退役軍人会とは別個の
「捕虜連絡委員会」という組織を結成している。元捕虜た
ちの親睦・互助活動の場となつている「捕虜博物館」の活
動もこの組織から支援を受けている。

以前調査した一九七二年クリスマス爆撃の被災者たちの
「戦争の記憶」は後者の「社会化」の面が強く、前者の面
は希薄であったが(今井二〇一三)、「捕虜博物館」の事
例に見られる「戦争の記憶」は、上述の二つの「社会化」
によつてもたらされたものである。一般的にいつて、現代

ベトナムの「戦争の記憶」において、後者の「社会化」が
以前と比べて強まってきたように思われるが、それは
必ずしも「公式的な記憶」を否定する「対抗記憶」の形成
に直結しているわけではない。むしろ補完的役割を期待し
て、後者の「社会化」を前者に取り込もうとする動きも見
られる。民間の自主的な運動として始まつた「捕虜博物
館」の活動にも現在は党支部が扶植され、網がかけられて
いることがそれを示している。

●注

* 1 *Tuoi tre online* 29-06-2013 および <http://www.kyvallichsucand.vn/vn/news/686357/Bao-tang-ky-vat-chien-tranh-cua-cuu-binh> (二〇一三年六月二九日アクセス)を参照。

* 2 これらの議論の詳細については、今井二〇〇八を参照。

* 3 たとえば、一九七二年クリスマス爆撃の被災者であるハノイ市住民の「戦争の記憶」の「社会化」については、今井二〇一三を参照。

* 4 グエン・バン・チョイは、一九六四年五月に南ベトナム訪問中のマクナマラ米国防長官を襲撃しようとして捕えられ、同年一〇月に処刑された。翌年、彼の妻の記録といふかたちで「あの人の生きたように」が出版され、大きな反響を呼んだ。日本語版は一九六六年に新日本新書で刊行されている。

* 5 次の七つの対象が「優遇」されるとしている。①一九四五年八月革命以前の革命活動家。②「烈士(戦没者)」とそ

の家族、③「人民武装勢力英雄」「英雄的ベトナムの母」「労働英雄」、④傷病兵、⑤敵によって捕らえられ収監された革命活動家・抗戦活動家、⑥民族解放・祖国防衛と国際義務遂行の抗戦活動家、⑦革命を援助した功績者。元捕虜は⑤に相当。

●参考文献

今井昭夫(二〇〇八)「ベトナム戦争のコメモレーションに関する研究について——マラーニー論文へのコメントにかえて」『Quadrante』第一〇号、三三—四六頁。

今井昭夫(二〇一三)「一九七二年クリスマス爆撃の記憶——ベトナム・ハノイ市カムティエン通りの被災者への聞き取り調査」『東京外国語大学論集』第八六号。

ベトナム外文出版社編(一九六六)『あの人の生きたように——グエン・バン・チョイの妻の記録』松井博光訳、新日本新書。

Heonik Kwon (2006) *After the Massacre: Commemoration and Consolation in Ha My and My Lai*. Berkeley and Los Angeles: University of California Press.

Hue-Tam Ho Tai ed. (2001) *The Country of Memory: Remaking the Past in Late Socialist Vietnam*. California: University of California Press.

Ban Lien Lac Tu Binh Viet Nam (2012) *Trại Giãm Từ Binh Phủ Quốc Thời kỳ Chống Thực Dân Pháp và Đế Quốc Mỹ Xâm Lược*. TP. Hồ Chí Minh: Nhà Xuất Bản Tổng Hợp Thành Phố Hồ Chí Minh.

Bộ Quốc Phòng (2004) *Từ Điển Bách Khoa Quân Sự Việt Nam*. Hà Nội: Nhà Xuất Bản Quân Đội Nhân Dân.

Trần Đình Nghiêm (2000) *Các Quy Định Pháp Luật Về Chế Độ Ưu Đãi Người Có Công Với Cách Mạng Và Kháng Chiến*. Hà Nội: Nhà Xuất Bản Chính Trị Quốc Gia.

Trần Văn Kiêm (2005) *Trại Giãm Từ Binh Phủ Quốc 1967-1973*. TP. Hồ Chí Minh: Nhà Xuất Bản Tổng Hợp Thành Phố Hồ Chí Minh.

*本稿脱稿後に、韓国軍によるベトナム戦争時の虐殺の記憶を扱った次の著作が刊行されている。伊藤正子(二〇一三)『戦争記憶の政治学』平凡社。

●著者紹介●

- ①氏名……今井昭夫(いまい・あきお)。
- ②所属・職名……東京外国語大学大学院総合国際学研究院・教授。
- ③生年・出身地……一九五六年、山梨県。
- ④専門分野・地域……ベトナム近現代史。
- ⑤学歴……東京外国語大学大学院地域研究科修士。
- ⑥職歴……国会図書館調査立法考査局非常勤調査員(二八～三二歳)、大学非常勤講師(二九～三二歳)、助手、助教、教授(三二歳～現在)。
- ⑦現地滞在経験……一九七九～一九八〇年に在ハノイ日本大使館に派遣員として勤務(二三～二四歳)、一九九一～一九九二年に文部省在外研究員としてハノイ総合大学(当時)に留学(三三～三五歳)。
- ⑧研究方法……二〇〇四年からベトナム戦争に関する聞き取り調査をベトナム国内で実施している。主な対象者は退役軍人、元青年突撃隊隊員である。年に二～四回実施。
- ⑨所属学会……東南アジア学会、東アジア近代史学会。
- ⑩研究上の画期……中学校、高等学校の時に連日のように報道されていたベトナム戦争がベトナム研究に入るきっかけ。オーラルヒストリーに取り組むようになったのは、COE「史料ハブ」の研究分担者となったことから。
- ⑪推薦図書……ロバート・マクナマラ『果てしなき論争』仲見訳、共同通信社、二〇〇三年。ベトナム戦争の仇敵同士の戦後対話を記録した稀有な書であり、深みのある地域研究の重要性を再確認させられる書物。